

東久留米市空家等対策協議会 特定空家等部会 議題等

<議題>

1. 現地調査票と特定空家等判定基準…事務局案p41の検討

○市内空家等の事例(現地視察)…【資料2】のみを持参

→過年度実態調査票や他市判定事例を参考に、意見を頂く。

○特定空家等の判定基準の他市事例(ガイドライン準拠⇔独自項目、点数化⇔非点数化)

→事務局案はガイドライン準拠。点数化・非点数化は検討。特定空家等の認定候補を協議会(ないし部会)へ挙げ、一定の意見を頂き、市が認定する。

<判定基準の組み合わせ>

判定基準 点数	ガイドライン準拠	独自基準
点数化	ガイドライン準拠 + 点数化 ・ガイドラインに沿った項目を作成 ・項目毎に点数化 ・国準拠の根拠あり、説明しやすい ・項目根拠と点数が明瞭なため、運用を一定にしやすい。反面、柔軟な運用は困難 ・項目ごと配点が難しい。	独自基準 + 点数化 ・独自の基準で項目を作成 ・項目ごとに点数化 ・独自の根拠説明を要する ・項目根拠と点数が明瞭なため、運用を一定にしやすい。反面、柔軟な運用は困難 ・項目ごと配点が難しい
非点数化	ガイドライン準拠 + 非点数化 ・ガイドラインに沿った項目を作成 ・項目は非点数(該当の判断を要する) ・国準拠の根拠あり、説明しやすい ・項目ごとの該当判断を要し、運用を一定にすることが難しい。反面、柔軟に運用可能。 ・配点に関わらず、該当判断可能	独自基準 + 非点数化 ・独自の基準で項目を作成 ・項目は非点数(該当の判断を要する) ・独自の根拠説明を要する ・項目ごとの該当判断を要し、運用を一定にすることが難しい。反面、柔軟に運用可能。 ・配点に関わらず、該当判断可能

<運用(案)>

・p41 現地調査時に、調査票および特定空家等の判定基準を使用し、担当職員による仮判定を行う。

・p47改善依頼・情報提供の際に、仮判定の結果(調査票)を所有者等に通知し改善を促す

2. 空家等に関する適正管理の流れ…**事務局案p46～p56の確認、資料3の確認**
- 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)
 - 【参考資料 2】
 - 主要な部分の再確認。
 - 調査・措置の流れ【資料 3】
 - 空家等(および特定空家等)の調査・措置の一連のフローについての確認。特に特定空家等への措置について、瑕疵が無いかの確認。
3. 特定空家等に対する措置の体制…**事務局案p51～52、p58～59の検討**
- 協議会の関わり【資料 3】
 - 前述までのフローの中で、協議会がどの段階で関わって特定空家等を認定していくのが適切か。
 - 今後を含めた協議会の関わりについて(協議会単位や、作業部会単位、定例協議事項等)の検討。
 - 市の実施体制
 - 空家等の適切な管理や特定空家等の措置において市に求める機能と体制について。

<参考> 空き家等対策庁内連絡会 所属課

	部・室	課
会長	企画経営室	企画調整課
	企画経営室	財政課
職務代理	総務部	総務課
	市民部	産業政策課
	市民部	市民課
	市民部	課税課
	市民部	納税課
	環境安全部	防災防犯課
(事務局)	環境安全部	環境政策課
	環境安全部	ごみ対策課
	都市建設部	都市計画課
	都市建設部	管理課
	都市建設部	施設建設課